

令和3年度 守口市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度守口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	74,320戸			
(2) 年 間 総 給 水 量	16,648,000m ³			
(3) 1 日 平 均 給 水 量	45,611m ³			
(4) 主要な建設改良事業	配水管整備事業	工事費	560,000千円	配水管更新工事等
	浄水施設整備事業	工事費	132,000千円	送水管新設工事
	配水施設整備事業	工事費	23,620千円	配水ポンプ150kw5号電動機更新工事等
	配水施設改良事業	工事費	7,500千円	配水ポンプ等改良工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		2,796,125千円
第1項	営 業 収 益		2,672,143千円
第2項	営 業 外 収 益		123,972千円
第3項	特 別 利 益		10千円

		支	出
第1款	水道事業費用		2, 6 6 1, 5 2 6 千円
第1項	営 業 費 用		2, 2 5 8, 9 3 4 千円
第2項	営 業 外 費 用		2 5 1, 1 8 5 千円
第3項	特 別 損 失		1 5 0, 4 0 7 千円
第4項	予 備 費		1, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額894, 322千円は、過年度分損益勘定留保資金43, 990千円、当年度分損益勘定留保資金777, 336千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72, 996千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		8 2 3, 9 6 9 千円
第1項	企 業 債		6 6 1, 0 0 0 千円
第2項	他 会 計 出 資 金		1 2 0, 0 8 6 千円
第3項	他 会 計 負 担 金		2 5, 3 1 2 千円
第4項	国 庫 補 助 金		1 1, 8 2 1 千円
第5項	工 事 負 担 金		5, 7 5 0 千円

		支	出
第1款	資本的支出		1, 7 1 8, 2 9 1 千円
第1項	建 設 改 良 費		8 9 0, 6 1 3 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		8 2 7, 6 7 8 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	送水管新設工事	330,000千円	令和3年度	132,000千円
				令和4年度	198,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大阪市庭窪浄水場内送水施設整備事業に係る負担金	令和5年度まで	187,332千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他
配水管整備事業	541,000千円	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 7.0% 以内	政府	40年 以内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。 ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 なお、起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。
浄水施設整備事業	88,000千円			地方公共団体				
配水施設整備改良事業	32,000千円			金融機構				
合計	661,000千円			その他				

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （１）営業費用、営業外費用 及び 特別損失
- （２）建設改良費 及び 企業債償還金

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （１）職員給与費 544, 194千円
- （２）交 際 費 100千円

（他会計からの補助金）

第10条 児童手当に要する経費に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 264千円である。

（利益剰余金の処分）

第11条 繰越利益剰余金のうち250, 000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- （１）減債積立金 250, 000千円

（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、24, 562千円と定める。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹